

原子力発電所防災対策暫定計画（高浜及び大飯発電所編）（案）の概要

平成23年5月20日

第1 目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方太平洋沖地震により福島第一原子力発電所で発生した災害を踏まえ、緊急的に取り組まなければならない課題に対応するため、暫定的な計画を策定する。 ・防災関係機関及び住民への周知徹底を図るとともに、関係機関における習熟及び細部の活動計画の作成を進める。 ・この計画に定めのない事項については、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）によるものとする。 ・国の防災指針、指標、基準等の見直し等が行われた場合には、本暫定計画又は上記計画（原子力発電所防災対策計画編）の見直しを行うものとする。
第2 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的に、E P Zを原子力発電所から概ね半径20kmの範囲とする。 ・関係市町は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> [高浜発電所] <ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町 [大飯発電所] <ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市、綾部市、南丹市 ・防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定める。 ・原子力防災に関する情報の収集・連絡体制を整備する。
第3 環境放射線等モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的にモニタリングポストの配置を充実・強化する。 ・今後、次の取組を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング体制、緊急時モニタリング実施体制の整備 ・福井県、滋賀県等との観測データの共有体制の構築
第4 被ばく医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療活動用資機材、安全確保用資機材（防護服・線量計等）を整備する。 ・初期被ばく医療機関を追加指定する。 ・今後、緊急時放射線検査施設の追加を検討する。
第5 避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・20km圏外の当面の避難施設を確保し、市町村と協議・調整を図る。 ・避難誘導のために必要な資機材（防護服等）を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な避難施設、避難誘導の方法（要配慮者の避難誘導方法を含む。）等については、今後、関係市町における屋内退避及び避難活動計画の作成に当たり必要な支援を行う。 ・避難等の実施については、現行の指標に加え、当面、計画的避難区域設定の暫定的な目安20mSv/年、児童生徒等が校庭等で活動する際の利用時間制限の目安3.8μSv/時（20mSv/年に相当）にも準拠し、適切に対応する。
第6 広域的連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・府内市町村間の協力連携体制の整備を促進する。 ・福井県、滋賀県との連携を進める。また、関西広域連合、全国知事会との連携を図る。
第7 住民等に対する知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、パンフレット等により、放射性物質及び放射線の特徴、原子力災害の特徴、健康への影響、緊急時にとるべき行動等に関する知識の普及・啓発に努める。 ・教育機関における防災教育の充実を図る。
第8 風評被害の影響の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び関係市と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための広報活動を行う。